

# 公 告

分任契約担当官  
自衛隊福井地方協力本部長  
野間 俊英

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

## 1 入札事項

契約実施計画番号		調達要求番号		物品番号		仕様書番号		
1QRA12001200		1QRA1A10029 0001						
品名 または 件名								
用途廃止済航空機の処分								
部品番号 または 規格								
仕様書のとおり								
使用器材名								
数 量	単 位	銘 柄		使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST							
納地または工事場所				引 渡 場 所				
福井地本								
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期				
				令和4年3月31日 (木)				

## 2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること  
ただし、細部は注意事項による。

## 3 契約条項を示す場所

自衛隊福井地方協力本部総務課会計班事務室

## 4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。

入札日時場所：令和4年1月31日（月）10時30分 自衛隊福井地方協力本部応接室

## 5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

## 6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

## 7 注意事項

別紙のとおり

## 1 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同第70条の特別に理由のある場合に該当する。
- (2) 令和元・2・3（平成31・32・33）年度全省庁統一資格において、「役務の提供」D級以上に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者
- (3) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が行う公共事業等から排除するよう要請があり当該状態が継続している有資格者については、競争参加を認めない。
- (4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (8) 第6号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

## ア 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、(イ)について子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

## イ 人的関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

## 2 契約条項等を示す場所

自衛隊福井地方協力本部（福井春山合同庁舎10階）総務課会計班事務室

## 3 競争入札執行の日時及び場所

令和4年1月31日（月）10：30 自衛隊福井地方協力本部（福井春山合同庁舎10階）応接室

## 4 納期

令和4年3月31日（マニフェストE票の提出）

## 5 郵便等による入札の受領期限

令和4年1月28日（金）17：00までに本官の手許に届いたものに限り有効とする。

なお、送付した旨を第9項の問い合わせ先に通知すること。

## 6 入札参加手続き

入札参加を希望する者は、入札開始前までに資格審査結果通知書（写）を提出すること（FAX送信可）。

## 7 落札者の決定方法

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%（軽減税率対象品目については8%）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札となるべき者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。くじを引かない者がある場合は、入札に関係のない第三者にくじを引かせ落札者を決定する。
- (3) 入札書を提出する場合、次の誓約事項を入札書に記載する。  
「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。」

## 8 入札保証金及び契約保証金

免除する（ただし、落札者が契約を結ばない場合は、落札金額に消費税を加算した額の100分の5を、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額に消費税を加算した額の100分の10以上を違約金として徴収する。）。

## 9 次の各項目に該当する場合、当該入札を無効とする。

- (1) 電信電話又は電報若しくはFAXによる入札
- (2) 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
- (3) 入札金額、入札者氏名等の判明しがたい入札
- (4) 入札書の親金額が訂正された入札
- (5) 第5項に示す受付手続きを完了していない者の入札、その他入札に関する条件に違反した入札
- (6) 入札心得に規定する「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない場合
- (7) 入札者等が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

## 10 その他

- (1) 市場価格調査に御協力ください。
- (2) 本公告に関する問い合わせ先

〒910-0019 福井市春山1丁目1-54 福井春山合同庁舎10階  
自衛隊福井地方協力本部 総務課会計班 担当 川西  
TEL 0776-23-1910 / FAX 0776-23-1904

この公告は、自衛隊福井地方協力本部ホームページに掲示している。

# 入 札 書

金額(消費税抜) ¥

No	品目	規格	単位	数量	単価	金額
1	用途廃止済航空機 の処分	仕様書のとおり	式	1		
		以下余白				
小計						
消費税						
合計						
納入場所	自衛隊福井地本協力本部					
入札(契約)保証金 免除	納期(マニフェストE票の提出)			4.3.31		

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札します。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約します。

令和 年 月 日

分任契約担当官

自衛隊福井地方協力本部長

野間 俊英 殿

住 所  
会 社 名  
代 表 者 名

\_\_\_\_\_

調達要求番号：1QRA1A10029

陸上自衛隊仕様書		
物品番号		仕様書番号
用途廃止済航空機の処分	第 号	
	作成	令和4年1月17日
	変更	
	作成部隊等名	自衛隊福井地方協力本部

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、自衛隊福井地方協力本部（以下「官側」という。）において実施する用途廃止済航空機の処分について規定する。

### 1.2 用語及び定義

#### a) 用途廃止済航空機

官側が保有する用途廃止後に無償貸付された航空機材（広報用航空機）で、不用決定された回転翼航空機

#### b) 解体

用途廃止済航空機を破壊、切断、粉碎、押しつぶし及び溶解することをいう。

#### c) 解体品

この仕様書に基づき、解体した用途廃止済航空機及び付属品

#### d) 有価物

解体により発生した、有償で売払うことができるもの又は市場調査等により売払うことができると判断されるものをいう。

### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

#### b) 法令等

- 1) 大気汚染防止法（昭和40年法律第97号）（以下「法」という。）
- 2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下「法」という。）

## 2 役務に関する要求

### 2.1 一般的要求事項

契約の相手方は、用途廃止済航空機を次に示す展示場所から役務履行場所へ運搬（搬出・運搬・搬入）し、解体、有価物の回収及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「法」という。）に基づき産業廃棄物処理を実施し、終了後には産業廃棄物管理票（以下、「マニフェスト」という。）を提供するものとする。

#### a) 対象用途廃止済航空機の種類、展示場所及び数量

用途廃止済航空機の種類：OH-6D

展示場所：上志比人希の里公園（福井県吉田郡永平寺町石上29-67-1）

数量：1機

#### b) 役務履行場所

役務履行場所は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約相手方の処理工場等の敷地内を原則とする。

## 2.2 役務の作業方式

役務の作業方式は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次に示す表1による。

表1－作業方式

番号	工程名	作業内容
1	入場点検	各展示場所にて役務対象品の外観を点検する。
2	運搬	2.2.1による。
3	整理・清掃	各展示場所において、搬出後に付着したごみ等を除去・清掃する。
4	解体	2.2.2による。
5	有価物の回収	2.2.3による。
6	廃棄物処理	2.2.4による。
7	完成検査	箇条3による。

### 2.2.1 運搬

- a) 運搬に必要な器材及び車両等は、契約の相手方が準備するものとする。
- b) 用途廃止済航空機は、運搬可能な状態にし、法令等に基づいて運搬するものとする。
- c) 運搬は、展示場所から役務履行場所までとし、経路については最も経済的な通常の経路とする。
- d) 契約の相手方は、運搬時の積荷の落下及び紛失・盗難防止に留意するものとする。
- e) 運搬の履行に当たっては、平日午前9時～午後5時を基準とするも、その時間を超える場合又は、土日を含む場合は、契約担当官等との調整によるものとする。
- f) 運搬の履行に伴い、監督官等の指示による整理・清掃を確実に行うものとする。

### 2.2.2 解体

原則として解体は展示場所若しくは契約の相手方の役務履行場所内で行うものとし、解体要領については、次によるものとする。

- a) 解体作業開始に先立ち、用途廃止済航空機に取り付けてある銘板の取り外し及び裁断状況の写真撮影を実施し官側に返還するものとする。
- b) 契約の相手方は、用途廃止済航空機を別紙第1に基づき、修復復元して再使用できない状態に解体する。その際、収集運搬上必要となる解体は、契約相手方の裁量によるものとする。
- c) 解体に必要な資器材等は、契約の相手方が準備するものとする。

### 2.2.3 有価物の売払い

- a) 解体品のうち、官側が指定する有価物は契約の相手方が買い取り、その代金を本役務の代金より差し引くものとする。
- b) 有価物の詳細については別紙第2のとおりとする。

### 2.2.4 廃棄物処理

- a) 解体品のうち、附帯発生する廃棄物については、契約の相手方により産業廃棄物処理の種類ごとに分類し適性に処理するものとする。
- b) 処理に際しては、法第12条及び関係法令等諸規則を遵守し、契約の相手方は適正に処理するとともに、その責任を負うものとする。
- c) 処分数量は、当該実施日に実測した重量をもって確定する。
- d) 委託された産業廃棄物は、破碎、溶融又は圧縮等により処分するものとする。
- e) 産業廃棄物の収集及び運搬、併せてマニフェストの準備は契約の相手方が実施するものとする。
- f) マニフェストの処置は、法第12条の3で定めるところによるものとする。
- g) 契約の相手方は、産業廃棄物の処理が完了した後、直ちに計量票及びマニフェストを契約担当官等へ提出するものとする。
- h) 契約の相手側は、官側からの役務対象品の受領書を受け取り受領側記載欄に社印等を押印後、速みやかに官側へ提出するものとする。

### 3 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領別紙第3によるほか、契約の相手側は、本役務終了後検査官にマニフェスト（E票）を提出し役務完了の確認を受けるものとする。また、展示場所から役務履行場所へ運搬から、解体、有価物の回収までの間監視を継続して部品の盗用等防止を図るものとする。

### 4 その他

#### 4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表2によるものとし、速やかに官側に提出するものとする。

表2－提出書類

名称	時期等	数量	提出先
現場代理人指名・変更通知	任意様式で、契約後	1部	自衛隊福井地方協力本部
現場代理人略歴書			
工程表			
着手届	任意様式で、着手前	5部	
完了届	任意様式で、完了後		
工事写真	完了後		
作業日誌	任意様式で、完了後		
マニフェスト（計量票含む。）	各段階ごと処理を終了後		
受領書	対象引渡し時（様式は、入札及び契約心得別紙様式第26による。）		
<b>注記</b> 工事写真は、（社）公共建設協会発行「工事写真ガイドブック」等を参考に作業前・作業中・完了後、官側の指示する箇所を撮影し、速やかにサービス版で整理し提出することとする。			

#### 4.2 保全

契約の相手方は、この契約の履行にあたり、直接又は間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、別途利用その他への公表などは、官側の承認なく行ってはならない。また、この契約終了後も同様とする。

#### 4.3 安全管理

契約の相手方は、必要に応じて危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに作業員に対しても注意を喚起するものとする。また、作業の各工程ごとに安全に対する検討を行い、必要な措置を講ずるなど、安全管理を徹底するものとする。

#### 4.4 その他

その他は、次による。

- a) 契約の相手方は、事故防止に万全を期さなければならないものとする。
- b) 契約の相手方は、有価物等の飛散又は流出等がないよう防止策を講ずるものとする。
- c) 契約の相手方は、この仕様書に規定する作業以外の事象が発生した場合は、速やかに作業を中止し、官側に申し出るものとする。
- d) この役務に際し、履行要領及び日程等について契約担当官等と十分打ち合わせを行うものとする。
- e) この役務の履行に伴う発生材は、全て契約の相手方が処分するものとする。
- f) この役務の履行に際し、国又は自治体及び民間施設等の財産に損傷を与えないように十分注意するものとし、万一損傷を与えた場合は、速やかに官側に報告するとともに、契約の相手方の負担において原形に復旧するものとする。
- g) その他細部については、契約担当官等との調整による。

#### 4.5 仕様書等に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。



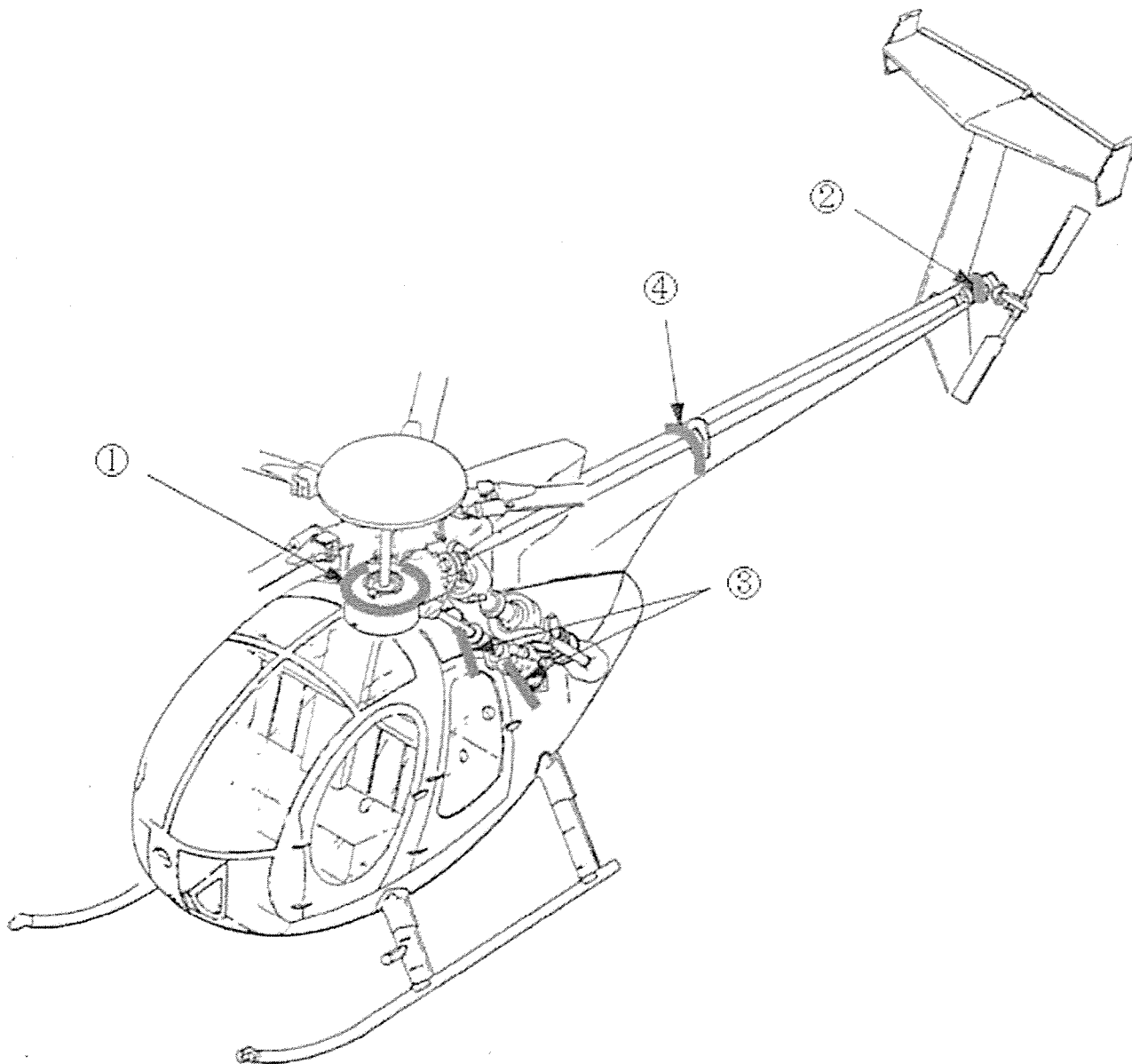
## 用途廃止済航空機解体要領（基準）

部位等		細 部 要 領
機 体	計器類	付表に示す計器類は,再使用できないように要所を破壊又は押しつぶし,確認欄に確実に記入し作業日誌等に添付する。
	胴 体	再生できないよう付図で示す箇所を切断又は破壊するほか,原形をとどめない程度に切断する。
	大型部品 (トランス・ミッション、 ローター・ハブ等)	各系統の部品は,再使用できないように要所を破壊又は押しつぶす。
	プロペラ及び ローター・ブレード	再生できないように切断する。
エンジン	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 タービン・ブレード,タービン・シャフト,燃料噴射系統、点火系統を破壊の対象とする。</li> <li>2 タービン・ローター・アッセンブリをディスクとベアリングの箇所で切断又は破壊する。</li> <li>3 多段式タービンについては、シャフトと各ステージのディスクを切断又は破壊する。</li> <li>4 各系統の部品は,再使用できないように破壊する。</li> </ol>	

## 計器類（観測用ヘリコプター「OH-6D」）

連番	名 称	確 認	備 考
1	応答高度計		
2	姿勢指示器		
3	速度計		
4	トルクゲージ		
5	時計		
6	方位指示器（ADF指示器）		
7	N2及びローター回転計指示器		
8	タービン出口温度計		
9	N1回転計指示器		
10	インストルメント・パック （電圧計、エンジン油温計及びエンジン油圧計）		
11	燃料量計		
12	昇降計		
13	旋回傾斜計		
14	外気温度計		

胴体（観測ヘリコプター「OH-6D」）



	切断又は破壊する部位
①	メイン・トランスミッション取り付け部
②	テール・トランスミッション取り付け部
③	エンジン・マウント取り付け部
④	胴体セクション及びテールブーム結合部

材質別重量区分表

1 航空機

品目	素材	アルミ	鋼	鉄	チタニウム	マグネシウム	銅	その他	非金属	計	備考
OH-6D		317.8	98.0		0.9	6.2	28.2	20.2	57.1	528.4	エンジン・通信機器を除く。

単位: k g

2 エンジン

品目	素材	アルミ	鋼	鉄	チタニウム	銅	鉛	その他の金属	非金属	計	備考
OH-6D		4.6	50.4	0.4	0.1	10.4	2.5		0.4	68.8	

単位: k g

## 監督・検査実施要領

項目	内容	場所
契約相手方への引き渡し	受領書の処理	展示場所
運搬状況の確認	搬出から役務履行場所までの間、部品の紛失・盗難防止の措置状況	展示場所～役務履行場所
	運搬の経路（最も経済的な通常の経路）、運搬時間（平日の0900～1700） 監督官の指示により引き渡し場所（積載場所）の整理・清掃の実施	展示場所～役務履行場所 展示場所（積載場所）
解体状況の確認	解体間の部品の紛失・盗難防止の措置状況	役務履行場所
	銘板の取り外し及び裁断状況の写真撮影	役務履行場所
	附带発生する廃棄物を含む産業廃棄物の処理（最終処分状況の報告するマニフェストE票（写）の提出）	役務履行場所（福井地方協力本部）
	解体物の確認	役務履行場所
有価物の回収 保全	規定された解体要領に基づく解体の実施	役務履行場所
	2.2.3 別紙第2に記述された有価物の回収 知り得た事項の管理（官側の承認後の利用・公表）状況	役務履行場所 役務履行場所（福井地方協力本部）
安全管理	安全管理上の必要な措置の検討及び徹底状況	展示場所～役務履行場所
工事写真撮影	撮影箇所の指定指示	展示場所～役務履行場所

# 市 価 調 査 依 頼 書

分任契約担当官 自衛隊福井地方協力本部長 殿

住 所  
会 社 名  
代 表 者 名

印

下記の件名について市場価格をお知らせください。  
提出期限までに、FAXにて返送をお願いします。

件 名 : 用途廃止済航空機の処分  
提 出 期 限 : 令和4年1月24日  
納 入 期 間 : 令和4年3月31日 (マニフェスト票Eの提出)  
納 入 場 所 : 自衛隊福井地方協力本部

金額 ¥ (消費税抜)

No.	品 名	規 格	単 位	数 量	単 価 (税 抜)	金 額 (税 抜)	備 考
1	用途廃止済航空機の処分	仕様書のとおり	式	1			
2		以下余白					
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							

自衛隊福井地方協力本部 総務課 会計班  
担当: 川西  
TEL: 0776-23-1910  
FAX: 0776-23-1904